

新宿区社会福祉法人指導検査実施要領

平成 29年 6月 30日
29新福地福計第670号
最終改正：令和4年7月11日
福祉部長 決定

1 趣 旨

この要領は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定に基づき新宿区が実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）の指導検査について、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」に定めるもののほか、一般検査について必要な事項を定めるものとする。

2 実施の通知

検査の実施に当たっては、実施日の前までに到達するよう、予め次に掲げる事項を文書により当該法人に通知する。

ただし、法人において、重大な問題が発生した場合又は苦情・通報、現況報告書等の確認の結果からその疑いがあるなどの理由により、予め通知すると当該法人の日常における運営状況を確認することができないと認められる場合は、検査の開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- ① 検査の根拠規定
- ② 検査の日時
- ③ 検査員の氏名
- ④ 準備すべき書類等

3 実施方法

- (1) 検査は、対象となる法人の事務所等実地において、関係者からの事前提出書類や事務所等で保管している関係書類を基に説明を求め面談方式で行うことを基本とする。

但し、一般検査においては、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地検査を行うことが困難である場合、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより、実地によらない書面及びリモートによる手法のみにより一般検査を行うことができるものとする。

- (2) 検査は、原則として1日で実施する。

- (3) 検査は、原則として係長級以上の職にある者を班長とする職員3名以上の検査員により検査班を編成する。

なお、検査員は相互に緊密な連携を保つものとし、係長級の職にあるものが相互の関係を調整する。

- (4) 検査の効果を高めるため、必要に応じて、関係部課職員又は法人に関係する者に対し、検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができる。

4 講評等

- (1) 検査において法人と指導の内容に関する認識を共有するために、検査員相互で調整を行った上で、別紙「指導事項票」を作成し、法人に写しを交付する。

なお、法人に対し検査結果を通知するまでの間に、別紙「指導事項票」の追加又は変更が生じた場合は、別紙「指導事項票」を差し替えることとする。

- (2) 検査終了後、指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、当日の検査結果を講評し、改善の必要な事項と改善方法を口頭で指示する。班長は全般にわたる事項及び担当検査事項について、他の検査員は自己の担当した個別事項について講評を行う。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合など状況によっては、実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

また、感染症のまん延等がある場合には、口頭での検査結果の講評に代えて、書面配布のみとすることもできる。

5 検査の結果及び改善状況の報告等

- (1) 検査員は、検査終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にした上で福祉部長へ報告する。

- (2) 検査員は、前項の検討結果に基づき、検査結果を当該法人理事長宛文書で通知する。文書指摘による指導が必要と認められるときは、問題点及び改善方法等を具体的に通知する。

- (3) (1)の報告及び(2)の結果通知は、検査終了後速やかに行う。

- (4) 検査結果の文書指摘事項については、法人理事長に対し、改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認する。なお、改善状況報告書等の提出期日については、原則として(2)の結果通知発送日の30日以内とする。

- (5) 改善内容の確認に当たっては、改善状況報告書の提出時に、改善の事実を客観的に証明する書類の添付を求めるほか、必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、法人の事務所等実地において調査を行うものとする。

- (6) (5)により改善内容を精査した結果、改善の措置が認められたとき又は改善中ではあるが措置が講じられる見込みがあるものと判断したときは、当該検査を終結する。なお、終結時において改善中の事項については、継続的に改善状況を確認し、指導を継続する。

6 指導検査情報の公表

- (1) 指導検査に関する情報は、個人情報など法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努める。

- (2) 指導検査結果のうち文書指摘事項及びそれに対する改善状況については、原則として区ホームページへ掲載し、区民へ広く情報提供する。

7 関係部課との連携

- (1) 指導検査の実施又は結果の処理について、必要がある場合は、関係部課等と情報交換等を行うことができる。
- (2) 区の所轄する社会福祉法人及び施設・事業所に対する指導検査について、関係部課相互に情報共有を行い、必要に応じ連携して指導検査を実施する。